

## 第20号議案

京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構  
広域連合長 山田 啓二

## 別記

### 京都地方税機構条例第6号

#### 京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例

##### （設置）

第1条 京都地方税機構情報公開条例（平成21年京都地方税機構条例第4号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び京都地方税機構個人情報保護条例（平成21年京都地方税機構条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を図るため、京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1項及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第2条第2項及び個人情報保護条例第2条第5号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第18条に規定する不服申立てに関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (2) 個人情報保護条例第34条に規定する不服申立てに関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 審査会は、前項各号に掲げる事務を所掌するほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し実施機関に建議することができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、前条第3項の規定によりその職務を代理する者）及び2人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査の権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第18条又は個人情報保護条例

34条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、不服申立てのあった決定に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった決定に係る公文書に記録されている情報又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関して、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

#### （意見の陳述）

第9条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに、審査会に出席することができる。

#### （意見書等の提出）

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### （提出された意見書等の閲覧）

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、当該閲覧を求めるもの以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

#### （調査審議手続の非公開）

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

#### （答申等）

第13条 審査会は、情報公開条例第18条又は個人情報保護条例第34条第1項の規定による諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

- 2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第15条 第5条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 前条の規定は、京都地方税機構の区域以外の区域において同条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。